

改正後	改正前
<p>（法第九十七条の二第一項に規定する資産の運用額の制限）</p> <p>第四十八条 法第九十七条の二第一項に規定する内閣府令で定める資産は、総資産（特別勘定又は積立勘定（第二十六条第一項（第六十三条において準用する場合を含む。）の規定により設ける勘定をいう。以下この条及び第四十八条の三において同じ。）を設ける場合においては、当該特別勘定又は積立勘定に属するものとして経理された資産を除く。以下この条、第四十八条の三及び第四十八条の五において同じ。）のうち次に掲げる資産とする。</p> <p>一 国内株式（保険金、返戻金その他の給付金（以下「保険金等」という。）の額を外国通貨をもつて表示する保険契約に係る資産（他の資産と経理が区分されているものに限る。以下この条及び第四百四十条において同じ。）にあつては、当該資産のうち当該外国通貨をもつて表示する株式）（前条第六号の二に掲げる出資を含む。）</p> <p>二 五（略）</p> <p>2 5（略）</p>	<p>（法第九十七条の二第一項に規定する資産の運用額の制限）</p> <p>第四十八条 法第九十七条の二第一項に規定する内閣府令で定める資産は、総資産（特別勘定又は積立勘定（第二十六条第一項（第六十三条において準用する場合を含む。）の規定により設ける勘定をいう。以下この条及び第四十八条の三において同じ。）を設ける場合においては、当該特別勘定又は積立勘定に属するものとして経理された資産を除く。以下この条、第四十八条の三及び第四十八条の五において同じ。）のうち次に掲げる資産とする。</p> <p>一 国内株式（保険金、返戻金その他の給付金（以下この条、第五十三条、第五十九条の二、第五十九条の三、第四百四十条及び第二百十條の二において「保険金等」という。）の額を外国通貨をもつて表示する保険契約に係る資産（他の資産と経理が区分されているものに限る。以下この条及び第四百四十条において同じ。）にあつては、当該資産のうち当該外国通貨をもつて表示する株式）（前条第六号の二に掲げる出資を含む。）</p> <p>二 五（略）</p> <p>2 5（略）</p>

(標準責任準備金の対象契約)

第六十八条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、保険会社が金融庁長官が定める日以降に締結する保険契約については、法第百十六条第二項に規定する内閣府令で定める保険契約は、次の各号の一に該当しないものとする。

一 責任準備金が特別勘定に属する財産の価額により変動する保険契約であつて、保険金等の額を最低保証していない保険契約

二 次条第一項第一号の保険料積立金及び同項第二号の二又は第七十条第一項第三号の払戻積立金を積み立てない保険契約並びに同項第一号の保険料積立金を計算しない保険契約

三 保険約款において、保険会社が責任準備金及び保険料の計算の基礎となる予定利率を変更できる旨を約してある保険契約(保険約款において、当該保険契約締結時の法第百十六条第二項の規定に基づき金融庁長官が定める責任準備金の計算の基礎となる予定利率を超える利率を最低保証する保険契約を除く。)

四 その他法第百十六条第二項に規定する責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準について必要な定めをすることが適当でない保険契約として金融庁長官が定めるもの

(生命保険会社の責任準備金)

第六十九条 (略)

(標準責任準備金の対象契約)

第六十八条 (略)

2 (略)

(新設)

(生命保険会社の責任準備金)

第六十九条 (略)

<p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項第一号の保険料積立金及び同項第二号の二の払戻積立金は、次の各号に定めるところにより積み立てることとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 前条に規定する保険契約以外の保険契約のうち特別勘定を設けた保険契約に係る第一項第一号の保険料積立金及び同項第二号の二の払戻積立金については、当該特別勘定における収支の残高を積み立てなければならぬ。</p> <p>四 第一号又は第二号の規定は、それぞれ第一号に規定する保険契約(責任準備金が特別勘定に属する財産の価額により変動する保険契約であつて、保険金等の額を最低保証している保険契約を除く。)又は第二号に規定する保険契約について、生命保険会社の業務又は財産の状況及び保険契約の特性等に照らし特別な事情がある場合には、適用しない。ただし、この場合においても、保険料積立金及び払戻積立金の額は保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものでなければならぬ。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 第一項第三号の危険準備金は、次に掲げるものに区分して積み立てなければならぬ。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 同条第二号の二に掲げる最低保証リスクに備える危険準備金</p> <p>7 (略)</p>	
<p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項第一号の保険料積立金及び同項第二号の二の払戻積立金は、次の各号に定めるところにより積み立てることとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 特別勘定を設けた保険契約に係る第一項第一号の保険料積立金及び同項第二号の二の払戻積立金については、当該特別勘定における収支の残高を積み立てなければならぬ。</p> <p>四 第一号及び第二号の規定は、生命保険会社の業務又は財産の状況及び保険契約の特性等に照らし特別な事情がある場合には、適用しない。ただし、この場合においても、保険料積立金及び払戻積立金の額は保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものでなければならぬ。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 第一項第三号の危険準備金は、次に掲げるものに区分して積み立てなければならぬ。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>7 (略)</p>	

(損害保険会社の責任準備金)

第七十条 損害保険会社は、毎決算期において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる金額を責任準備金として積み立てなければならない。ただし、自動車損害賠償保障法第五条（責任保険の契約の締結強制）の自動車損害賠償責任保険の契約及び地震保険に関する法律第二条第二項（定義）に規定する地震保険契約に係る責任準備金（次項において「自賠責保険契約等に係る責任準備金」という。）の積立てについては、この限りでない。

一 普通責任準備金 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額の合計額。ただし、当該事業年度における収入保険料（第三号の払戻積立金に充てる金額を除く。以下この項において同じ。）の額から、当該事業年度に保険料を収入した保険契約のために支出した保険金、返戻金、支払備金（法第一百七十七条第一項の支払備金をいう。以下この章において同じ。）（第七十二条に規定するまだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等を除く。）及び当該事業年度の事業費を控除した金額を下回ってはならない。

イ・ロ (略)

二、四 (略)

(損害保険会社の責任準備金)

第七十条 損害保険会社は、毎決算期において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる金額を責任準備金として積み立てなければならない。ただし、自動車損害賠償保障法第五条（責任保険の契約の締結強制）の自動車損害賠償責任保険の契約及び地震保険に関する法律第二条第二項（定義）に規定する地震保険契約に係る責任準備金（次項において「自賠責保険契約等に係る責任準備金」という。）の積立てについては、この限りでない。

一 普通責任準備金 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額の合計額。ただし、当該事業年度における収入保険料（第三号の払戻積立金に充てる金額を除く。以下この項において同じ。）の額から、当該事業年度に保険料を収入した保険契約のために支出した保険金、返戻金、支払備金（法第一百七十七条第一項の支払備金をいう。以下この章において同じ。）（第七十二条に規定するまだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等（保険金、返戻金その他の給付金をいう。第七十二条及び第七十三条において同じ。）を除く。）及び当該事業年度の事業費を控除した金額を下回ってはならない。

イ・ロ (略)

二、四 (略)

2 前項第一号の普通責任準備金（同号イの保険料積立金に係る金額に限る。）及び同項第三号の払戻積立金は次の各号に定めるところにより積み立てることとする。

一 第六十八条第二項及び第三項に規定する保険契約に係る前項第一号イの保険料積立金及び同項第三号の払戻積立金については、法第一百六条第二項の規定に基づき金融庁長官の定めるところにより計算した金額を下回ることができない。

二 第六十八条第二項及び第三項に規定する保険契約以外の保険契約（法第三条第五項第一号に掲げる保険に係る保険契約（保険契約の内容が同号に掲げる保険とそれ以外の保険との組み合わせによる場合にあっては、同号に掲げる保険の部分に係る保険契約）及び特別勘定を設けた保険契約を除く。）に係る前項第一号イの保険料積立金については、平準純保険料式により計算した金額を下回ることができない。

三 第六十八条に規定する保険契約以外の保険契約のうち特別勘定を設けた保険契約に係る前項第三号の払戻積立金については、当該特別勘定における収支の残高を積み立てなければならない。

四 第一号又は第二号の規定は、それぞれ第一号に規定する保険契約（責任準備金が特別勘定に属する財産の価額により変動する保険契約であつて、保険金等の額を最低保証している保険契約を除く。）又は第二号に規定する保険契約について、損害保険会社の業務又は財産の状況及び保険契約の特性等に照らし特別な事情がある場合には、適用しない。ただし、この場合においても、保険料積立金及び払戻積立金の

2 前項第一号の普通責任準備金（同号イの保険料積立金に係る金額に限る。）及び同項第三号の払戻積立金は次の各号に定めるところにより積み立てることとする。

一 第六十八条第二項に規定する保険契約に係る前項第一号イの保険料積立金及び同項第三号の払戻積立金については、法第一百六条第二項の規定に基づき金融庁長官の定めるところにより計算した金額を下回ることができない。

二 第六十八条第二項に規定する保険契約以外の保険契約（法第三条第五項第一号に掲げる保険に係る保険契約（保険契約の内容が同号に掲げる保険とそれ以外の保険との組み合わせによる場合にあっては、同号に掲げる保険の部分に係る保険契約）及び特別勘定を設けた保険契約を除く。）に係る前項第一号イの保険料積立金については、平準純保険料式により計算した金額を下回ることができない。

三 特別勘定を設けた保険契約に係る前項第三号の払戻積立金については、当該特別勘定における収支の残高を積み立てなければならない。

四 第一号及び第二号の規定は、損害保険会社の業務又は財産の状況及び保険契約の特性等に照らし特別な事情がある場合には、適用しない。ただし、この場合においても、保険料積立金及び払戻積立金の額は保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものでなければならない。

<p>額は保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものでなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(届出事項等)</p> <p>第八十五条 法第二百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 十一 (略)</p> <p>十一の二 第八十七条第二号の二に掲げる額を算出しようとするため、<u>金融庁長官が定めるところにより保険会社の定める算出方法を用いようとする場合</u></p> <p>十一の三 前号に規定する保険会社の定める算出方法の使用を中断し、<u>又は当該算出方法に重大な変更を加えた場合</u></p> <p>十二 十七 (略)</p> <p>2 6 (略)</p> <p>(通常の予測を超える危険に対応する額)</p> <p>第八十七条 法第三百十条第二号に規定する引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を</p>	<p>(通常の予測を超える危険に対応する額)</p> <p>第八十七条 法第三百十条第二号に規定する引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を</p>
<p>3・4 (略)</p>	<p>(届出事項等)</p> <p>第八十五条 法第二百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 十一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>十二 十七 (略)</p> <p>2 6 (略)</p> <p>(通常の予測を超える危険に対応する額)</p> <p>第八十七条 法第三百十条第二号に規定する引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を</p>	<p>(通常の予測を超える危険に対応する額)</p> <p>第八十七条 法第三百十条第二号に規定する引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を</p>

<p>超えるものに対応する額は、次に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>二の二 最低保証リスク(責任準備金が特別勘定に属する財産の価額により変動する保険契約であつて、保険金等の額を最低保証する場合において、当該保険金等に係る通常の予測を超える債務の履行が必要となる危険をいう。第六十二条において同じ。)に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額</p> <p>三・四 (略)</p>	<p>超えるものに対応する額は、次に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>三・四 (略)</p>
<p>(標準責任準備金の対象契約)</p> <p>第四百九十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、外国保険会社等が金融庁長官が定める日以降に締結する日本における保険契約については、法第九十九条において準用する法第十六条第二項に規定する内閣府令で定める保険契約は、次の各号の一に該当しないものとする。</p> <p>一 日本における保険契約であつて、責任準備金が特別勘定に属する財産の価額により変動するものであり、かつ、保険金等の額を最低保証していないもの</p> <p>二 日本における保険契約であつて、次条第一項第一号の保険料積立金</p>	<p>(標準責任準備金の対象契約)</p> <p>第四百九十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>

<p>及び同項第二号の二又は第百五十一条第一項第三号の払戻積立金を積み立てないもの並びに同項第一号イの保険料積立金を計算しないもの</p> <p>三 日本における保険契約であつて、保険約款において外国保険会社等が責任準備金及び保険料の計算の基礎となる予定利率を変更できる旨を約してあるもの（保険約款において、当該保険契約締結時の法第九十九条において準用する法第百十六条第二項の規定に基づき金融庁長官が定める責任準備金の計算の基礎となる予定利率を超える利率を最低保証するものを除く。）</p> <p>四 前三号の規定にかかわらず、日本における保険契約であつて、法第百九十九条において準用する法第百十六条第二項に規定する責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準について必要な定めをすることが適当でない保険契約として金融庁長官が定めるもの</p>	<p>（外国生命保険会社等の責任準備金） 第百五十条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項第一号の保険料積立金及び同項第二号の二の払戻積立金は、次の各号に定めるところにより積み立てることとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 前条に規定する保険契約以外の保険契約のうち特別勘定を設けた保険契約に係る第一項第一号の保険料積立金及び同項第二号の二の払戻</p>
<p>（外国生命保険会社等の責任準備金） 第百五十条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項第一号の保険料積立金及び同項第二号の二の払戻積立金は、次の各号に定めるところにより積み立てることとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 前条に規定する保険契約以外の保険契約のうち特別勘定を設けた保険契約に係る第一項第一号の保険料積立金及び同項第二号の二の払戻</p>	<p>（外国生命保険会社等の責任準備金） 第百五十条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項第一号の保険料積立金及び同項第二号の二の払戻積立金は、次の各号に定めるところにより積み立てることとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 特別勘定を設けた保険契約に係る第一項第一号の保険料積立金及び同項第二号の二の払戻積立金については、当該特別勘定における収支</p>

<p>積立金については、当該特別勘定における収支の残高を積み立てなければならぬ。</p> <p>四 第一号又は第二号の規定は、それぞれ第一号に規定する保険契約（責任準備金が特別勘定に属する財産の価額により変動する保険契約であつて、保険金等の額を最低保証している保険契約を除く。）又は第二号に規定する保険契約について、外国生命保険会社等の日本における業務又は財産の状況及び保険契約の特性等に照らし特別の事情がある場合には、適用しない。ただし、この場合においても、保険料積立金及び払戻積立金の額は保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものでなければならぬ。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 第一項第三号の危険準備金は、次に掲げるものに区分して積み立てなければならぬ。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 同条第二号の二に掲げる最低保証リスクに備える危険準備金</p> <p>7 (略)</p>	<p>の残高を積み立てなければならぬ。</p> <p>四 第一号及び第二号の規定は、外国生命保険会社等の日本における業務又は財産の状況及び保険契約の特性等に照らし特別の事情がある場合には、適用しない。ただし、この場合においても、保険料積立金及び払戻積立金の額は保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものでなければならぬ。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 第一項第三号の危険準備金は、次に掲げるものに区分して積み立てなければならぬ。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>7 (略)</p>
<p>(外国損害保険会社等の責任準備金) 第百五十一条 (略)</p> <p>2 前項第一号の普通責任準備金（同号イの保険料積立金に係る金額に限</p>	<p>(外国損害保険会社等の責任準備金) 第百五十一条 (略)</p> <p>2 前項第一号の普通責任準備金（同号イの保険料積立金に係る金額に限</p>

る。( )及び同項第三号の払戻積立金は次の各号に定めるところにより積み立てることとする。

一 第四百九条第二項及び第三項に規定する保険契約に係る前項第一号イの保険料積立金及び同項第三号の払戻積立金については、法第九十九条において準用する法第十六条第二項の規定に基づき金融庁長官の定めるところにより計算した金額を下回ることができない。

二 第四百九条第二項及び第三項に規定する保険契約以外の保険契約(法第三条第五項第一号に掲げる保険に係る保険契約(保険契約の内容が同号に掲げる保険とそれ以外の保険との組み合わせによる場合にあっては、同号に掲げる保険の部分に係る保険契約)及び特別勘定を設けた保険契約を除く。)に係る前項第一号イの保険料積立金については、平準純保険料式により計算した金額を下回ることができない。

三 第四百九条に規定する保険契約以外の保険契約のうち特別勘定を設けた保険契約に係る前項第三号の払戻積立金については、当該特別勘定における収支の残高を積み立てなければならない。

四 第一号又は第二号の規定は、それぞれ第一号に規定する保険契約(責任準備金が特別勘定に属する財産の価額により変動する保険契約であつて、保険金等の額を最低保証している保険契約を除く。)又は第二号に規定する保険契約について、外国損害保険会社等の業務又は財産の状況及び保険契約の特性等に照らし特別な事情がある場合には、適用しない。ただし、この場合においても、保険料積立金及び払戻積立金の額は保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものでなければなら

る。( )及び同項第三号の払戻積立金は次の各号に定めるところにより積み立てることとする。

一 第四百九条第二項に規定する保険契約に係る前項第一号イの保険料積立金及び同項第三号の払戻積立金については、法第九十九条において準用する法第十六条第二項の規定に基づき金融庁長官の定めるところにより計算した金額を下回ることができない。

二 第四百九条第二項に規定する保険契約以外の保険契約(法第三条第五項第一号に掲げる保険に係る保険契約(保険契約の内容が同号に掲げる保険とそれ以外の保険との組み合わせによる場合にあっては、同号に掲げる保険の部分に係る保険契約)及び特別勘定を設けた保険契約を除く。)に係る前項第一号イの保険料積立金については、平準純保険料式により計算した金額を下回ることができない。

三 特別勘定を設けた保険契約に係る前項第三号の払戻積立金については、当該特別勘定における収支の残高を積み立てなければならない。

四 第一号及び第二号の規定は、外国損害保険会社等の業務又は財産の状況及び保険契約の特性等に照らし特別な事情がある場合には、適用しない。ただし、この場合においても、保険料積立金及び払戻積立金の額は保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものでなければならない。

<p>ない。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(通常の予測を超える危険に対応する額)</p> <p>第六十二条 法第二百二条第二号に規定する日本において引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額は、次に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>二の二 最低保証リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額</p> <p>三・四 (略)</p>	<p>3・4 (略)</p>
<p>(外国保険会社等の届出事項等)</p> <p>第六十六条 法第二百九条第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一～六の四 (略)</p> <p>六の五 第六十二条第二号の二に掲げる額を算出しようとするため、金融庁長官が定めるところにより保険会社の定める算出方法を用いようとする場合</p> <p>六の六 前号に規定する保険会社の定める算出方法の使用を中断し、又は当該算出方法に重大な変更を加えた場合</p>	<p>(通常の予測を超える危険に対応する額)</p> <p>第六十二条 法第二百二条第一号に規定する日本において引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額は、次に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>三・四 (略)</p>	<p>(外国保険会社等の届出事項等)</p> <p>第六十六条 法第二百九条第一項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一～六の四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

<table border="1"> <tr> <td data-bbox="300 159 406 394">項目</td> <td data-bbox="300 394 406 1084">記載する事項</td> </tr> </table>	項目	記載する事項	<p>別表（第五十九条の二第一項第五号ニ関係（生命保険会社））</p>	<p>七（略）</p> <p>2）5（略）</p> <p>（免許特定法人の届出）</p> <p>第九十二条 法第二百三十四条第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一）五（略）</p> <p>五の二 第九十条第二項の規定に基づき、第六十二条第二号の二に掲げる額を算出しようとするため、金融庁長官が定めるところにより保険会社の定める算出方法を用いようとする場合</p> <p>五の三 前号に規定する保険会社の定める算出方法の使用を中断し、又は当該算出方法に重大な変更を加えた場合</p> <p>六（略）</p> <p>2）5（略）</p>	<p>七（略）</p> <p>2）5（略）</p>
項目	記載する事項				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="300 1137 406 1373">項目</td> <td data-bbox="300 1373 406 2080">記載する事項</td> </tr> </table>	項目	記載する事項	<p>別表（第五十九条の二第一項第五号ニ関係（生命保険会社））</p>	<p>七（略）</p> <p>2）5（略）</p> <p>（免許特定法人の届出）</p> <p>第九十二条 法第二百三十四条第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一）五（略）</p> <p>（新設）</p> <p>六（略）</p> <p>2）5（略）</p> <p>（新設）</p>	<p>七（略）</p> <p>2）5（略）</p>
項目	記載する事項				

<p>法第百三十条第一号に係る細目</p>	<p>一 第八十七条第一号に規定する額</p> <p>二 第八十七条第二号に規定する額</p> <p>二の二 第八十七条第二号の二に規定する額（平成八年大蔵省告示第五十号別表六の二の規定により開示が求められている事項を含む。）</p> <p>三 第八十七条第三号に規定する額</p> <p>四 第八十七条第四号に規定する額</p>
-----------------------	---

<p>法第百三十条第一号に係る細目</p>	<p>一 第八十七条第一号に規定する額</p> <p>二 第八十七条第二号に規定する額</p> <p>（新設）</p> <p>三 第八十七条第三号に規定する額</p> <p>四 第八十七条第四号に規定する額</p>
-----------------------	---